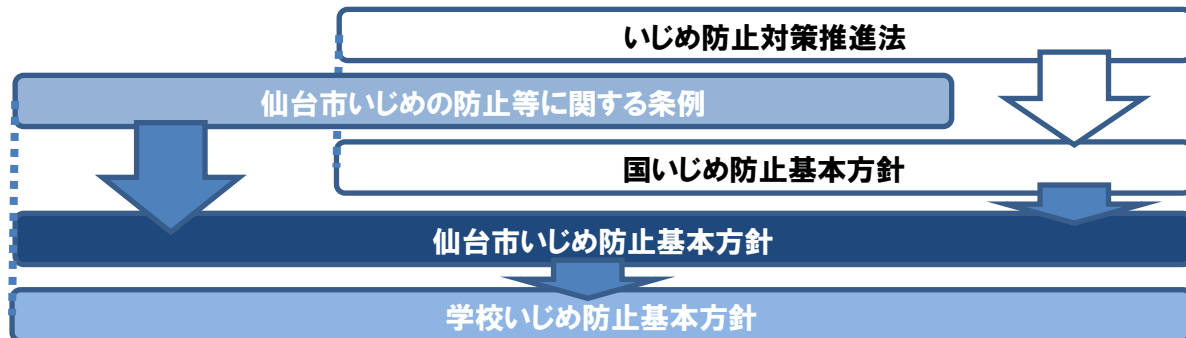


法・条例・基本方針の関係イメージ図



I 基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

【法第3条】

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【条例第3条】

- いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資するとの認識に立って、取り組まれるものとする。

市は、この基本理念の下、かけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

2 関係主体の責務

【市】(条例第5条)

○市は、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。

【教育委員会】(条例第6条)

○教育委員会は、本市が設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

【市立学校及び市立学校の教職員】(条例第7条)

- 児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- 児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

【保護者】(条例第8条)

- 子の教育について第一義的責任があり、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うよう努めるものとする。
- 市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。
(※この他、法第9条第2項により「保護する児童生徒をいじめから保護する責務」も有する。)

【地域住民】(条例第9条)

- それぞれの地域において児童生徒の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めるものとする。
- 市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

市、市教委、市立学校及び市立学校の教職員は、その責務を十分認識の上、いじめ対策に総力を挙げて取り組む。
市は、保護者や地域住民に対して、条例や法の趣旨等について普及啓発を図り、社会全体で子供をいじめから守る意識の醸成に取り組む。

3 いじめの防止等への組織的対応

法及び国いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための組織が規定されている。本市においては、その趣旨を踏まえ、それぞれの組織を設置する。

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (1) 仙台市いじめ問題対策連絡協議会 | 【Ⅱ1(1)①で詳述】 |
| (2) 仙台市いじめ問題専門委員会 | 【Ⅱ1(1)②で詳述】 |
| (3) 学校いじめ防止等対策委員会 | 【Ⅱ2(2)で詳述】 |
| (4) 重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するための組織 | 【Ⅲ2(1)②で詳述】 |
| (5) 再調査委員会 | 【Ⅱ1(1)③で詳述】 |
| (6) 仙台市いじめ防止等対策検証会議 | 【Ⅱ1(1)④で詳述】 |

4 いじめの定義等 (1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条、条例第2条)

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

4 いじめの定義等 (2)いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。
- とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。
- 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。
- 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(仲間意識に起因する排他性、人間関係の序列化など)を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- 市立学校は、特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を十分理解した上で、日常的に適切な支援を組織的に行うことが、いじめ防止の観点からも求められる。

4 いじめの定義等 (3)「学校」の範囲等

【学校】
○学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

【児童生徒】
○市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

【保護者】
○親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1)いじめの防止

- いじめの問題を克服していくためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが重要。
- 学校の教育活動全体を通じ、法や条例により児童生徒はいじめを行ってはならないと定められていることについて周知を図りつつ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (2)いじめの早期発見

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要。
- 早期発見のためには、児童生徒や保護者が教職員に信頼し安心して相談できるよう、教職員と児童生徒及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成が重要。
- 市教委及び市立学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (3)適切かつ迅速な対処

- いじめが確認された場合、市立学校は、いじめを受けた児童生徒等の安全を最優先に確保し、当該児童生徒を守り通すとの姿勢の下に、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に事情を確認し適切に指導を進めるなどの対応を、いじめを受けた側と行った側の双方の児童生徒やその保護者との間で共通理解の下に行われるよう配慮しながら、適切かつ迅速に組織で行う。
- 教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、市教委作成の教員向けの手引書や校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要。
- 更には、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (4)家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要。
- 特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要。
- 条例では、保護者等は虐待をしてはならず、虐待には当たらない言動であっても児童生徒の心身を傷付ける場合があることに留意して、児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るよう努めると規定。
- 本市では、「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進めている。学校支援地域本部など、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで児童生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが重要。
- 児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わりを持つ機会として、地域における活動や行事も重要。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (5)関係機関や他の学校との連携

- 市立学校や市教委において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な措置を講じているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が有効。
- 児童生徒の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校(市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。)と、入学・転入先の学校間において、必要な情報が円滑に引き継がれるよう特に留意することが必要。
- 特に、児童館は学校と人間関係が連続しているため、いじめを防止したり適切かつ迅速に対処するために必要があるときは、その児童館を利用する児童生徒に係るいじめの防止等に必要な情報を、学校に提供したり、学校から情報の提供を受け、双方が協力しながら適切に対応する。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1 市・市教委が実施する施策 (1)いじめの防止等対策のための組織の設置

- ①仙台市いじめ問題対策連絡協議会
いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図る組織
- ②仙台市いじめ問題専門委員会
いじめの重大事態について、学校の設置者としてその事実関係を調査審議するとともに、市教委が行ういじめの防止等のための対策について調査研究等を行う組織
- ③再調査委員会
市教委から市長へのいじめ重大事態に係る調査の結果に係る報告を受け、市長が必要があると認める場合にいじめ重大事態に係る調査の結果に係る再調査を行う組織
- ④仙台市いじめ防止等対策検証会議
市長及び市教委が講ずるいじめの防止等のための対策について、検証し、検討を加え、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図ることを目的とする組織

1 市・市教委が実施する施策 (2)市・市教委が取り組む主な施策

- ①いじめの防止
 - ア 児童生徒に対する教育・啓発等
 - 「いじめ防止『きずな』キャンペーン」、「いじめ防止『きずな』サミット」、「いじめストップ・リーダー研修」の開催による啓発活動の展開
 - 弁護士との協力によるいじめ予防教育に向けた新たな授業モデルの構築
 - いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発
 - 道徳教育や体験活動等の推進
 - 児童生徒の発達段階に応じた自死予防教育の推進 等
 - イ 学校の対応体制の整備、支援等
 - いじめ対策担当教諭やいじめ対策支援員等の配置
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や派遣
 - 各市立学校におけるいじめの実態等の市教委への定期的な報告と点検
 - 中学生を対象に学校生活への意欲や満足感等を把握するアンケート調査の実施
 - いじめ不登校対応支援チームによる全市立学校の巡回訪問と助言指導
 - いじめをはじめとする学校が直面するさまざまな課題へのスクールロイヤーによる助言指導
 - 教職員相談支援室が教職員からの職務上の相談に応じ、助言指導を実施 等
 - ウ 教職員のいじめ防止に向けた理解や資質の向上に向けた取り組み
 - 教職員研修等による体罰や不適切な指導の禁止の徹底
 - 「いじめ防止マニュアル」等を活用したいじめ対応の徹底
 - いじめに関する校内研修の年複数回の実施推進
 - 弁護士によるいじめ問題への対応に当たっての基本の徹底に向けた教職員対象の研修の実施
 - 特に配慮が必要な児童生徒に関する正しい理解の促進や必要な専門性の向上を図るための研修の充実 等

1 市・市教委が実施する施策 (2)市・市教委が取り組む主な施策

- エ 市民向け広報啓発
 - 社会全体でいじめ対策に取り組む重要性、いじめに係る相談窓口、法や条例に規定する保護者の責務、虐待の禁止、保護者に対する児童生徒の地域活動や行事への参加推奨等の広報啓発
- ②いじめの早期発見
 - 全市一斉のいじめ実態把握調査の実施と学校独自のアンケート調査の定期的な実施推進
 - 学校組織体制の整備(いじめ対策担当教諭、スクールカウンセラー等の配置等)
 - 教職員の業務負担の軽減による児童生徒としっかりと向き合う体制づくりの推進
 - 24時間対応のいじめ相談電話の設置、SNSの活用による相談窓口の多様化と必要な周知
 - 「仙台まもらいだーインターネット巡視」による定期的なインターネット巡視の実施 等
- ③いじめへの適切かつ迅速な対処
 - ア 市・市教委による学校への支援
 - スクールカウンセラー、いじめ対策支援員等の専門人材の派遣と市立学校の取り組みの支援
 - 市児童相談所、市北部・南部発達相談支援センター等の市の専門機関による支援 等
 - イ 市教委と学校の連携による個別事案への適切かつ迅速な対処
 - 市立学校から市教委への年4回のいじめ事案の定期報告に基づく連携した対応
 - 被害加害双方の児童生徒や保護者との共通理解の下でのいじめ対処の推進
 - 出席停止制度の内容や手続きの周知と出席停止の措置を行った場合の当該児童生徒への立ち直りの支援 等
- ④家庭や地域との連携
 - 児童生徒の健全育成に向けたPTAや地域の関係団体等との連携した取り組みの推進
 - いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の活用
 - 学校支援地域本部などの市立学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充 等
- ⑤関係機関や他の学校との連携
 - いじめをはじめとする様々な問題が生じた場合における市立学校と市児童相談所、市北部・南部発達相談支援センター等の専門機関との速やかな連携の推進
 - 市立学校と児童館との情報共有体制の構築
 - 入学・卒業・転出入時の学校間の引継ぎの徹底 等
- ⑥重大事態への対処 (「Ⅲ 重大事態への対処」で詳述)
- ⑦学校や教員の評価
 - いじめ防止の取り組みの実施状況の学校運営評価の評価項目への位置付け
 - 教員評価においても、教員個々のいじめ防止等に向けた取り組み状況を積極的に評価 等
- ⑧学校運営改善の支援
 - 「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)の導入に向けた調整
 - OPTAや地域の関係団体等との連携による、学校のいじめ対策等の周知 等

2 市立学校が実施すべき施策 (1)学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ防止等対策委員会を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要。

各市立学校は、国いじめ防止基本方針、市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

①学校いじめ防止基本方針を定める趣旨

- 学校基本方針に基づく対応の徹底により、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫したものとなる。
- いじめ発生時の学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることで、加害者支援につながる。

②学校いじめ防止基本方針に盛り込むべき内容

- 学校基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要。
- 例えば、いじめの防止のための取り組み、早期発見・いじめへの対処の在り方、教育相談や生徒指導の体制、校内研修などが想定される。具体的には、以下の内容を盛り込む必要がある。

- ・年間の学校教育活動全体を通じた、いじめの防止に包括的な取り組みの方針
- ・事案対処に関する教職員の資質能力の向上を図る校内研修の取り組みも含めた、年間を通じた組織の具体的な活動内容
- ・学校基本方針が、適切に機能しているか点検し、必要な見直しが随時図られるようなPDCAサイクル 等

③学校評価の評価項目への位置付け

- 学校基本方針に基づく取り組み状況は、学校評価の評価項目に位置付けることが必要。
- 各市立学校は、評価結果を踏まえ、取り組みの改善を図る。

④児童生徒、保護者、地域からの意見聴取

- 学校基本方針の策定、変更にあたっては、在籍する児童生徒、その保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定や変更の際は、児童生徒の意見を取り入れるなど、主体的かつ積極的な参加を確保する。

⑤学校いじめ防止基本方針の周知

- 策定又は変更した学校基本方針は、所属する全教職員や、在籍児童生徒、保護者、地域住民等に周知する。
- 周知は、学校のホームページへの掲載等により、容易に確認できるような措置を講ずるとともに、児童生徒や保護者に対し、策定又は変更時のほか、入学時や年度初め等に定期的に周知する。

⑥不断の見直し

- 学校の実情に即して適切に機能しているかPDCAサイクルにより点検し、不断の見直しを行う。

2 市立学校が実施すべき施策 (2)学校いじめ防止等対策委員会の設置

各市立学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置。

学校いじめ防止等対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関する情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組みの推進】

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかや、学校で定めたいじめの防止等に関する取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を担う役割

※学校いじめ防止等対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取り組み(例えば、全校集会の際に学校いじめ防止等対策委員会の教職員が児童生徒の前で取り組みを説明する等)を実施する必要がある。

※いじめの早期発見のためには、学校いじめ防止等対策委員会は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を適切かつ迅速に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

※事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要。当該委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は児童生徒からの訴え等を抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該委員会に報告・相談するものとし、加えて、当該委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

※学校として、学校いじめ防止基本方針等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。

※校長はリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があり、真に情報共有が行いやすい体制や環境、雰囲気となっているか常日頃から確認を行い、臨機応変に改善を図っていくことが求められる。

※学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効性を高めるため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

2 市立学校が実施すべき施策 (3)市立学校における取り組み

①いじめの防止

- 市立学校においては、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、道徳教育の充実
はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動等において、児童生徒が自主的にいじ
めの問題について考え、議論すること等の児童生徒の主体的な取り組みを推進する。
- 児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを
認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要であり、教育活動において特に留意する。
- 教職員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に
注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上を図る必要である。
- なお、学校の教職員は、子供たちに対する大人の行為が、児童生徒に問題解決のためには暴力
や暴言も許されるという間違ったメッセージを伝え、いじめを誘発する恐れもあることから、条例
により、体罰を加え、及び不適切な指導(児童生徒の人間性若しくは人格の尊厳を損ね、又は否
定する言動の伴う指導をいう。)を行ってはならないことに特に留意する。

②いじめの早期発見

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな
兆候であっても、トラブルと安易に判断せず、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの
確に関わりを持ち、積極的に認知することが必要。
- このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める必要がある。
- 併せて、市立学校は、アンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめの相談がし
やすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。
- また、各市立学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、
それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。
- アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信することは、当該児童生徒に
とって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、市
立学校は、児童生徒からの相談に対しては、教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③いじめへの適切かつ迅速な対処

- 学校の教職員はいじめを発見し、相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ防止等対策委員
会に報告するとともに、当該委員会を速やかに招集し、いじめの事実の有無の確認やその後の対
応に係る方針等を定めるなど、組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員
が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止等対策委員会に報告を行わないことは、同項の
規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に
記録しておく必要がある。
- いじめの有無の確認を行うための措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援、
いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言に当たっては、説明や報告の都度、
意向を確認しながら対応を進めるなど、当該いじめ事案に係る児童生徒及びその保護者と
の共通の理解の下に行われるよう配慮する。
- 被害児童生徒への対応に当たっては、被害児童生徒を守り通すという姿勢の下、保護者と連携
の上、対応及び支援を講じる。
- 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や当該児童生徒の特性などに教
育的な配慮を行いながら、措置を講じる。
- いじめの解消については、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身
の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。

2 市立学校が実施すべき施策 (3)市立学校における取り組み

④家庭や地域との連携

- 保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、その保護する児童生徒がい
じめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する責務を有している。このよう
なことから、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導を適切に行い、いじめから児童生徒
を守っていくためには、家庭との連携の強化が重要である。
- このため、学校が取り組むいじめ防止等に向けた対策について年度初め等の機会を捉えて児童
生徒及びその保護者に定期的に周知したり、学年・学級懇談会や個別面談、連絡帳などを活用
するなどして、普段から保護者との信頼関係を築くよう努める等の取り組みが求められる。
- また、児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見
につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取
組みなどへの参加を促すことも有効である。

⑤関係機関や他の学校との連携

- 学校も含めた児童生徒の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、児童
生徒の関わる学校に係る組織や団体等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠。
- また、いじめの事案解決に当たっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、
行政機関や専門機関との速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組むことも重要。
- 特に、多くの児童生徒が放課後に利用している児童館におけるいじめを防止し、又はこれに適切か
つ迅速に対処するために必要があるときは、当該市立学校に在籍する児童生徒又は当該児童館
を利用する児童生徒に係るいじめの防止等に関し、相互に必要な情報の提供を行う。
- このほか、児童生徒の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校(市立学校以外の学
校や幼稚園・保育所を含む。)と、入学・転入先の学校間において、円滑な引継ぎが行われるよう特
に留意する。

※具体的な取り組み例も市いじめ防止基本方針に記載。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 市教委又は市立学校による調査 (1)重大事態の発生と報告

①重大事態の報告

○学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、市教委はこれを市長に報告する。

②重大事態の調査主体と調査組織

○「いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、又は「いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」は、市立学校が主体となって調査を行う。(調査組織:校長が設置する「学校いじめ調査委員会」)

○市立学校が主体となって調査を行う場合以外の事案(自死が疑われる場合等)には、市教委が主体となって調査を行う。(調査組織:「仙台市いじめ問題専門委員会」)

③実施する調査の内容

○重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

○このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

○この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

④その他の留意事項

○事案の重大性を踏まえ、市教委においては、市立学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、指定学校の変更等の弾力的な対応の検討を要する。

○重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教委及び市立学校は協力して、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための体制を一刻も早く整え、適切に対応するとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 市教委又は市立学校による調査 (2)調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

○市教委又は市立学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係(いじめがいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

②調査結果の報告

○調査組織の調査結果については、市教委より(市立学校が調査主体となったものは、市立学校より市教委に報告し、市教委を通じて)、市長に報告する。

○なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 (1)再調査

○市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態(生命に関わる重大な被害等)の発生防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、再調査委員会(市長の附属機関)により再調査を行うことができる。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 (2)措置

○市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

○市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

Ⅳ その他の重要事項

1 市立学校以外の学校への情報提供

○仙台市及び市教委は、市立学校以外の学校(国立・都道府県立・私立学校)に在籍する児童生徒に係るいじめの情報を受けたときは、当該児童生徒が在籍する学校の設置者等に対し、情報を提供する。

2 施策の検証等

○市長は、総合教育会議において、必要に応じていじめの防止等対策に関する協議を行う。

○また、市長及び市教委は、仙台市いじめ防止等対策検証会議に毎年度のいじめの防止等のための対策の取り組み状況等(市立学校の取り組み状況を含む。)を報告するとともに、検証会議は取り組み状況等について検証及び検討の結果を市長に報告する。市長は報告内容を公表するとともに、市長及び市教委は、必要に応じいじめの防止等のための対策の見直しを行う。

○併せて、市長は、いじめの防止等対策の実施状況について、適宜、議会に報告する。

3 市いじめ防止基本方針の公表及び見直し

○市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

○市いじめ防止基本方針の見直しは、上記2による施策の検証等を踏まえ、必要に応じて行う。